

報 道 資 料

令和3年5月12日

ならの観光力向上課
担当：浅葉・片山
内線：2608, 2588
ダイヤル：0742-27-8051,
0742-27-8435

新型コロナウイルス感染防止等を行う宿泊施設の 認証制度の創設について

奈良県緊急対処措置の一環として、新型コロナウイルス感染防止対策等を行う宿泊施設を県が認証する制度を創設し、感染拡大防止と経済活動の早期回復を図ります。
具体的な内容は、以下のとおりです。

記

(1) ガイドラインに沿った感染防止対策を実施する宿泊施設を県が認証します。

- ①対 象： 旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設
(旅館・ホテル、簡易宿所など742施設)
- ②認証基準： 業種別ガイドラインの考え方を基に県の専門家の意見も踏まえ策定

6月初旬を目処に認証制度を開始

(2) 認証取得に向けた感染防止対策の強化等支援補助金を県が支給します。

- ①対 象： 旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊事業者
- ②条 件： 感染防止対策の認証取得に取り組むこと
- ③補助対象経費：
 - <感染症対策に資する物品の購入等>
 - ・ 感染症対策に要するサーモグラフィ等の必需品の導入費用
 - ・ 感染症対策の専門家による検証費用 等
 - <前向き投資に要する経費>
 - ・ 非接触チェックインシステムの導入 等
- ④補 助 率： 補助対象経費の3/4 (上限額については調整中)
(国の補助は1/2対象、県が独自で1/4上乗せ)